

豊川市監査公表第28号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成28年1月26日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	井 川 郁 恵

別 紙

財政援助団体等監査の結果に基づく措置通知書（市民部市民協働国際課）

監 査 対 象 (NPO)穂の国まちづくりネットワーク

監査実施期間 平成27年6月15日から

豊川市監査公表第16号分

平成27年7月22日まで

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 基本協定書等について、次の不履行があったので改善されたい。</p> <p>(1) 第21条第2項に規定する費目間流用の承認行為がされていない。</p> <p>(2) 第24条第2項に規定する持込備品の承認行為がされていない。</p> <p>(3) 第36条第3項に規定する保険証券等の確認行為がされていない。</p> <p>(4) 指定管理仕様書6に規定する経理規程が作成されていない。</p>	<p>(1) 平成28年度基本協定書より、指定管理料の記載方法を「指定管理料の用途を特定しない施設」に変更し、指定管理者による予算執行の裁量範囲を広げるとともに、費目間流用の必要が生じた時には、所定の様式に必要事項を記載の上、市民協働国際課あて承認申請を行うこととした。</p> <p>(2) 持込備品の必要が生じた時は、所定の様式に必要事項を記入の上、市民協働国際課あて承認申請を行うこととした。</p> <p>(3) 指定管理者に対して、保険証券等を受領したら、速やかに写しを市民協働国際課あて提出することを指導した。</p> <p>(4) 指定管理者に対して経理規程の作成を指示し、平成27年10月に経理規程を受領した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年12月18日現在のものである。